

「熱中症予防労働衛生教育（熱中症予防管理者教育）」のご案内

令和7年3月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

近年、全国の職場における熱中症の休業4日以上死傷者数は年に1,100人を超えており、このうち30人以上の方が死亡されています。

このような状況から、令和7年6月から労働安全衛生規則が改正され、作業場所での熱中症の早期発見や重篤化を防ぐための対策が、事業者に義務付けられる予定であり、熱中症予防に係る責任体制の確立が求められています。

つきましては、「熱中症予防労働衛生教育（熱中症予防管理者教育）」を以下のとおり実施しますので、受講いただきますようご案内いたします。

- 日時** 令和7年6月3日（火） 13:20～17:00（受付13:00～13:15）
[学科3.5時間]
- 場所** 鳥取県労働基準協会会館（鳥取市若葉台南1丁目17番地）
- 日程** (1)熱中症の症状 (2)熱中症の予防方法 (3)緊急時の救急処置
(4)熱中症の事例及び関係法令等 合計3.5時間
- 受講料** 鳥取県労働基準協会会員 6,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税545円）
非会員 8,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税727円）
- 申込方法** 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。（振込手数料はご負担ください）
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南1丁目17番地）
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526

口座	鳥取銀行	鳥取支店	普通	0051204
名義人	（一社）鳥取県労働基準協会東部支部			

※インボイスが必要な場合は、受講申込書の余白にメモをするか、電話でご連絡ください。
- 受講申込・受講料支払期限** 令和7年5月20日（火） なお、定員60人とします。
- その他** (1) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日の朝、受付に提出してください。受講者各人には修了証を交付します。
(2) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
(3) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
(4) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕を持って会場にお越しください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 TEL 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

熱中症予防労働衛生教育 受講申込書

令和7年6月3日（火）開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日

※ 修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（ 人） 受講料合計（ 円）

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込・受講料支払期限は令和7年5月20日（火）です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204
名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

令和7年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

Tel

Fax

（ご担当 ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場のご案内

